

# 文教福祉委員会

令和7年12月23日

## 1 報告事項

### 【子ども部】

(1) 令和7年度こども誰でも通園制度試行の事業申込み状況報告

【資料】

(2) 物価高対応子育て応援手当について

【資料】

(3) 事業所内保育所の閉所について

【資料】

### 【保健福祉部】

(1) (仮称) 神田錦町三丁目施設整備について

【資料】

(2) 後期高齢者医療保険料（算定案）について

【資料】

(3) 区内宿泊施設への対応について

【資料】

## 2 その他

## 令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告

## 1. 実施内容

- (1) 利用期間：令和8年1月から3月まで
- (2) 利用方法：月一定時間（10時間）、定期利用、利用料（無料）
- (3) 対象児童：  
 ①令和8年1月時点で生後0歳6か月から満3歳未満であること。  
 ②令和8年1月時点で、保育所等に在籍していないこと。  
 ③区内に居住し、かつ、住民登録をしていること。
- (4) 利用者申込期間：令和7年11月20日～12月1日
- (5) 申込み・予約方法：申込みは千代田区ポータルサイトにて行い、予約（事前面談含む）等に関しては、国の総合支援システムを利用する。

## 2. 歳児別利用者数

	0歳児	1歳児	2歳児	計
申込受付数	19名	15名	2名	36名
利用者決定数	4名	14名	2名	20名

※抽選により利用者を決定

## 3. 実施施設及び施設別利用者数

施設名	クレアナーサリー市ヶ谷	あい・ぽーと「小さな家」麹町	千代田せいが保育園	区立いずみこども園	区立昌平幼稚園	神田寺幼稚園
定員 (月あたり)	1歳児：36名	1歳児：4名	0歳児：1名 1歳児：1名 2歳児：1名	1歳児：4名 2歳児：3名	2歳児：4名	0歳児：3名 1歳児：4名 2歳児：4名
利用希望者数 (第一希望)	1名	4名	0歳児：8名 1歳児：1名 2歳児：0名	1歳児：6名 2歳児：1名	0名	0歳児：11名 1歳児：3名 2歳児：1名
利用者決定数	1名	4名	0歳児：1名 1歳児：1名 2歳児：0名	1歳児：4名 2歳児：1名	0名	0歳児：3名 1歳児：4名 2歳児：1名

※定員で示している歳児は、令和7年4月1日時点の年齢

## 物価高対応子育て応援手当について

### 1 趣旨・背景等

国は、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子どもたち1人あたり2万円を「物価高対応子育て応援手当」として所得制限を設けず支給することとした。これを踏まえ千代田区においても本手当の支給に向けて準備を開始するところである。

### 2 支給対象児童

- (1) 基準日（令和7年9月30日）時点で児童手当の支給対象児童である平成19年4月2日以降に生まれた児童
- (2) 新生児（令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に生まれた児童）

### 3 支給対象者

支給対象児童を養育する区内に在住する父母等

### 4 申請の要否

原則申請不要（プッシュ型支給）。ただし、以下の者については申請が必要となる。

- (1) 基準日時点の公務員（所属庁から児童手当を支給されている者）
- (2) 新生児に係る児童手当の受給者
- (3) 基準日以降の離婚等により新たに児童手当の受給者となった方

### 5 事業スケジュール

○事業周知　　：広報千代田1月5日号およびHPにて周知

○支給

《プッシュ型支給者の場合》

- ・案内送付　：2月上旬
- ・支給予定日：3月中旬

《要申請者の場合》

- ・申請受付開始：2月上旬
- ・支給予定　：3月中旬より随時
- ・申請期限　：4月末

### 6 備考

給付費・事務費ともに全額国庫補助金にて充当予定。

## 事業所内保育所の閉所について

### 1 施設概要

- (1) 施設名 ゆうてまち保育園
- (2) 所在地 東京都千代田区大手町2丁目3-1 大手町プレイス2F
- (3) 類型 事業所内保育所
- (4) 事業者 株式会社ポピinzエデュケア
- (5) 定員 従業員枠19名、区民枠7名  
(12月1日現在 従業員枠3名、区民枠8名在籍)

### 2 経緯

- (1) 上記施設は、日本郵政株式会社の従業員が優先して利用できる事業所内保育所として、株式会社ポピinzエデュケアにより令和元年4月1日に開設された。
- (2) 株式会社ポピinzエデュケアは日本郵政株式会社の所有する物件を賃借し、施設を運営している。

### 3 閉所日

令和9年3月31日

### 4 閉所理由

- (1) 開設当初は従業員枠に10人前後の児童が在籍していたが、令和7年12月1日時点では3名の在籍にまで落ち込んでいる。
- (2) 日本郵政株式会社は従業員枠の在籍数減少を理由とし、令和9年3月31日で株式会社ポピinzエデュケアとの契約を終了することを決定した。
- (3) 株式会社ポピinzエデュケアは、日本郵政株式会社が契約終了を決定したことを受け、令和9年3月31日をもって保育所の閉所を決定した。

## (仮称)神田錦町三丁目施設整備について

### 1 進捗状況

旧千代田保健所の解体作業から始まり、現在、新規施設の杭打ち作業中

### 2 今後の予定

令和7年8月31日付で事業者からインフレスライドの請求があったことに加えて、追加で発生した工事及び、工事中に発生した様々な要因による工期の延長に伴い契約変更が必要となったため、令和8年第1回定例会にて契約変更及び補正予算に係る議案の上程を予定。



## 後期高齢者医療保険料(算定案)について

### 1 令和8・9年度保険料の算定案

東京都後期高齢者医療広域連合から、令和8・9年度後期高齢者医療保険料(算定案)が示されました。

### 2 保険料率

(政令どおりの場合)

		R6・7年度	R8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300 円	55,800 円	8,500 円	18.0%
	子ども・子育て支援分		1,300 円	1,300 円	
所得割率	医療分	9.67%	10.82%	1.15pt	11.9%
	子ども・子育て支援分		0.26%	0.26pt	
一人当たり平均保険料額		111,356 円	135,153 円	23,797 円	21.4%



広域連合では保険料の大幅な増額を抑制するために、以下の保険料増額抑制対策の実施を予定しています。

(1)葬祭事業	98 億円	区市町村負担金合計 約230億円(2か年分)
(2)審査支払手数料	76 億円	
(3)財産安定化基金拠出金	0 円	
(4)保険料未収金補填	51 億円	
(5)所得割額独自軽減	5 億円	



(算定案)

		R6・7年度	R8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300 円	51,100 円	3,800 円	8.0%
	子ども・子育て支援分		1,300 円	1,300 円	
所得割率	医療分	9.67%	9.60%	-0.07pt	-0.7%
	子ども・子育て支援分		0.25%	0.25pt	
一人当たり平均保険料額		111,356 円	123,827 円	12,471 円	11.2%

### 3 今後のスケジュール

令和8年1月上旬 令和8・9年度後期高齢者医療保険料(最終案)作成

令和8年2月頃 令和8年第1回千代田区議会定例会にて広域連合規約変更  
を付議

令和8年3月頃 東京都後期高齢者医療広域連合規約改正

## 区内宿泊施設への対応について

近年、都市部の自治体では、住宅宿泊事業（民泊）等の宿泊施設の増加に伴い、生活環境の悪化に関する苦情が増加しており、規制の見直しを進める動きが見られている。

当区においても、これらの施設は増加傾向にあり、特に小規模な宿泊施設の増加が顕著である。区民等からの苦情や条例違反行為も増加しており、さらなる対策が必要な状況にある。

また、民泊施設として営業を始めながら旅館に移行する事案等、根拠法令は異なっていても実質的に類似の施設として運営がなされている状況も見られている。

そのため、現在区内宿泊施設への今後の対応について検討を進めており、外部委員による検討会議での議論を踏まえた方向性について報告する。

### 1 対応の方向性について

#### （1）住宅宿泊事業法（民泊）施設

民泊施設については、適正な管理のため、条例において業態別及び区域別に事業実施を制限する期間を定めている。このうち、文教地区等及び学校等周辺においては、管理者駆け付け型民泊は全日不可、管理者常駐型民泊は平日の実施を制限している。人口密集区域においては、管理者駆け付け型民泊の平日の実施を制限している。

民泊では、営業中の管理者常駐・駆け付けを義務付けているが、一部の民泊施設においては、営業中の管理者不在により、宿泊者の安全確保や周辺住民からの苦情等に対応できない事案が発生している。届出時や定期報告において、虚偽の申告が疑われる事案もみられている。また、施設近隣の住民からは、旅行者が往来することによる不安の声も聽かれている。

そのため、周辺住民の安全で快適な生活環境を維持することを目的として、文教地区等、学校等の周辺及び人口密集区域における事業実施の制限期間及び、事業開始時の周知対象について見直しを行う方向で検討している。

#### （2）旅館業施設

旅館業施設においては、宿泊者の安全を確保するため、条例において営業中における営業従事者常駐等を義務付けている。しかし、一部の小規模施設等において営業中の営業従事者の不在により、宿泊者の安全確保や周辺住民からの苦情等に対応できない事案が多数発生している。また、フロントスペースの客室転用などの違法改築例も見られる。その理由として、小規模施設においては従業員を常駐させるコストを賄う収入確保が難しいことが考えられる。

旅館業は民泊と異なり営業日数の制限がないため、小規模な旅館施設の増加は、民泊と同様の問題をより多く発生させる恐れがある。

そのため、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境を維持することを明確にするとともに、旅館業の営業許可に係る構造設備基準の見直しを行う方向で検討している。

## 2 外部委員による検討会議

### (1) 実施日

令和7年12月11日（木）

### (2) 構成員

学識経験者、区内宿泊事業者、区民代表、行政機関（警察・消防）

### (3) 主な意見

- ・ 1部屋で旅館ができる制度自体に問題があるのではないか。
- ・ 民泊施設では、チェックインを対面で確實に行う必要があるのではないか。
- ・ 民泊の管理者常駐型を規制することは、全国初の思い切った規制ではないか。
- ・ 民泊施設内に、ごみの捨て方等、近隣に迷惑をかけないよう宿泊者に周知する貼り紙などの掲示を義務付けてはどうか。
- ・ 施設ができる前に、周辺住民への説明を義務付けてはどうか。
- ・ 旅館業法施行条例においても、千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例に倣い、区民生活環境の悪化防止を基本理念とする等の規定を加えた方がよいのではないか。

## 3 今後のスケジュール

令和8年1月5日～19日 改正素案のパブリックコメント実施

2月 令和8年第1回定例議会に条例の一部改正議案提出予定

## 住宅宿泊事業の実施制限図 (現行規制)

民泊の業態と区域ごとの制限					
業態	区域	文教地区等	学校等周辺	人口が密集している区域	人口が密集していない区域
家主居住型	日曜正午～金曜正午	日曜正午～金曜正午	180日(泊)	180日(泊)	
	不可	不可			
家主不在型 (管理者常駐型)	日曜正午～金曜正午	日曜正午～金曜正午	180日(泊)	180日(泊)	
	不可	不可			
家主不在型 (管理者駆付け型)	全日不可	全日不可	日曜正午～金曜正午	180日(泊)	
			不可		
家主不在型 (駆付け要件未満)	全日不可				

(改正の方向性)

民泊の業態と区域ごとの制限					
業態	区域	文教地区等	学校等周辺	人口が密集している区域	人口が密集していない区域
家主居住型	日曜正午～金曜正午	日曜正午～金曜正午	180日(泊)	180日(泊)	
	不可	不可			
家主不在型 (管理者常駐型)	全日不可	全日不可	全日不可	180日(泊)	
家主不在型 (管理者駆付け型)	全日不可	全日不可	全日不可	180日(泊)	
家主不在型 (駆付け要件未満)	全日不可				

### 区内民泊施設の部屋数内訳(令和7年12月15日現在)

区内届出民泊施設数 41 施設

民泊施設中の宿泊可能部屋数合計 43 室

(内訳)

施設の類型	施設数	宿泊部屋数 合計
家主居住型	9	11 ※
家主不在型 (管理者常駐型)	31	31
家主不在型 (管理者駆け付け型)	1	1
合計	41	43

※ 1 施設のみ3部屋

## 千代田区 住宅宿泊事業制限区域図

